網走市緊急銃猟対応マニュアル

令和８年１１月
網走市

目　次

１．緊急銃猟制度の概要
（１）緊急銃猟制度と本マニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３）警察官職務執行法に基づく対応との関係性・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２．緊急銃猟に備えた平時における事前準備
（１）対応体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）捕獲従事者の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（４）備品の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（５）保険の加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

３．ヒグマ出没時の初期対応
（１）通報時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（２）通報を受けた後の初期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）緊急銃猟実施の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（４）緊急銃猟時の関係主体との連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

４．緊急銃猟の実施
（１）緊急銃猟に関する計画の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（２）北海道に対する応援の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（３）安全を確保するための措置の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（４）緊急銃猟に係る条件の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（５）緊急銃猟の外部への委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（６）緊急銃猟のための土地の立入り等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（７）緊急銃猟の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（８）緊急銃猟の中止の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（９）緊急銃猟実施後の確認、原状回復、安全確保措置の解除・・・・・・・・・・・26
（10）損失補償手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

５．様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

６．参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

1. 緊急銃猟制度の概要

（1）緊急銃猟制度と本マニュアルの位置づけ

近年、ヒグマ及びツキノワグマ、イノシシ等の人の生活圏への侵入が相次いでおり、全国的に深刻な人身被害も発生している。

これまで、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）においては、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）での銃器を使用した鳥獣の捕獲等（銃猟）が禁じられてきた。

現実、具体的に危険が生じ特に急を要する状況に限り、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第４条第１項に基づく対応が行われたり、捕獲者等の判断により猟銃等を発射した行為が結果的に刑法（明治40年法律第45号）第37条の緊急避難に該当する場合には、違法性が阻却されるなどしてきたところである。

そうした中、緊急避難に該当しない、膠着状態にある場合においても、より予防的かつ迅速な対応が求められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第28号）が施行され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、市町村長の権限により、住居集合地域よりも広い概念である「人の日常生活圏」での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設された。

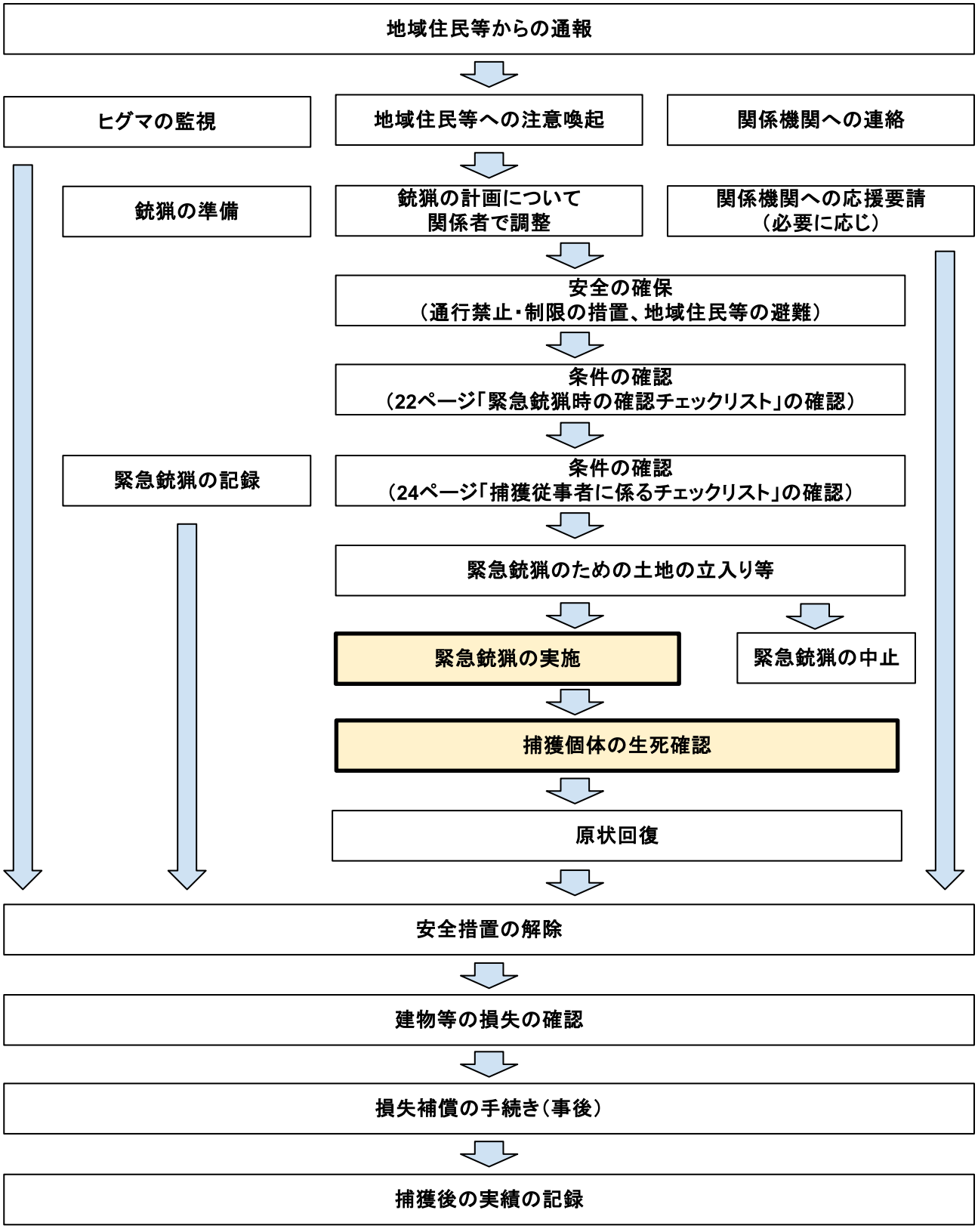
本マニュアルは、当市において特に人身被害を生じさせるおそれの高いヒグマについて、緊急銃猟を行う必要が生じた場合の基本的な対応をまとめたものであり、平時から対応に関する情報を一元化することで、現場での迅速かつ安全な対応を確保するために作成したものである。

【緊急銃猟制度のポイント】

どのような時に	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能。
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所。 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施を想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う。 そのうち銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻酔銃。
何を対象に	ヒグマ
どうする	人に弾丸が当たらないよう**安全確保をした上で**銃猟が可能。 ※許可申請は不要

（参考）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

【緊急銃猟の流れ】


地域住民等からの通報
ヒグマの監視
地域住民等への注意喚起
関係機関への連絡
銃猟の準備
銃猟の計画について
関係者で調整
関係機関への応援要請
（必要に応じ）
安全の確保
（通行禁止・制限の措置、地域住民等の避難）
条件の確認
（22ページ「緊急銃猟時の確認チェックリスト」の確認）
緊急銃猟の記録
条件の確認
（24ページ「捕獲従事者に係るチェックリスト」の確認）
緊急銃猟のための土地の立入り等
緊急銃猟の実施
緊急銃猟の中止
捕獲個体の生死確認
原状回復
安全措置の解除
建物等の損失の確認
損失補償の手続き（事後）
捕獲後の実績の記録

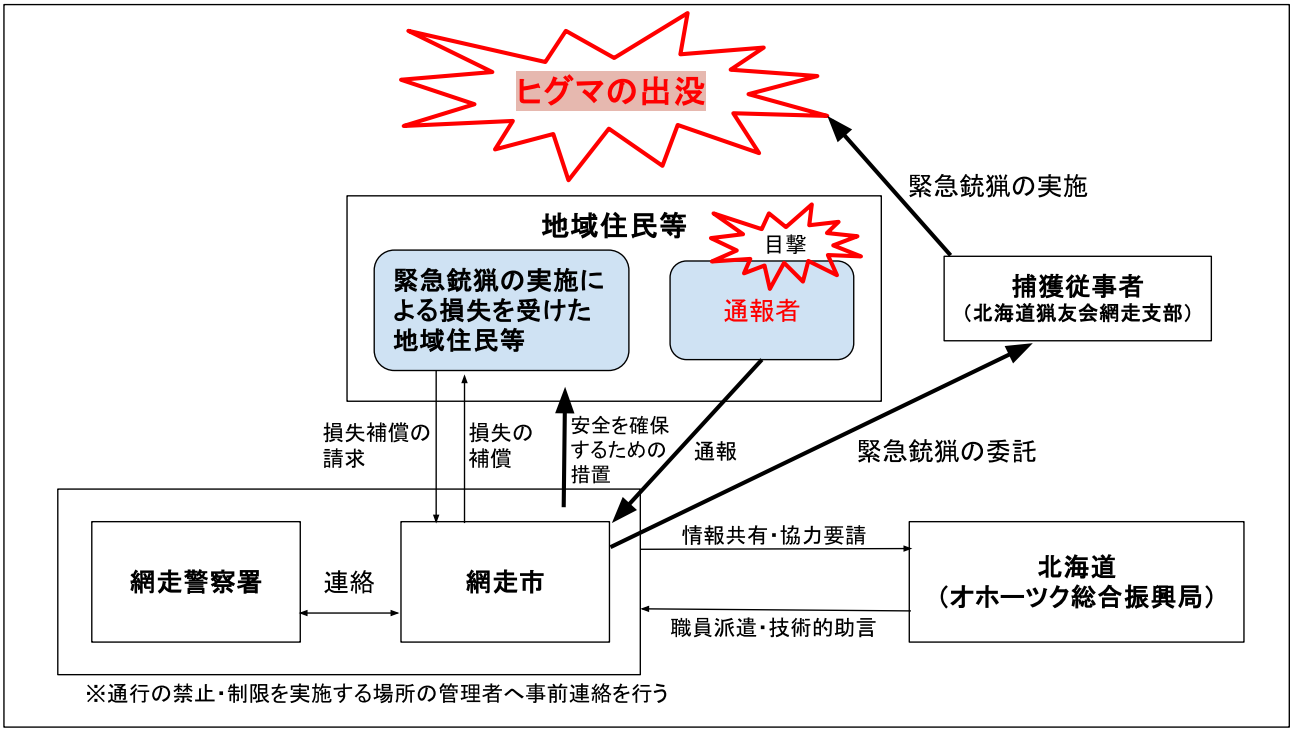
（２）各主体の役割

緊急銃猟の実施は、市長の責任において実施する行政事務であるが、安全確保や関係者との連携・協力によって実施することが必要であることから、緊急銃猟の各段階における各主体の基本的な役割を次のとおりとする。

【緊急銃猟に関係する各主体とその役割】

主体	主な役割
網走市 （網走市長）	権限主体 ・緊急銃猟実施の判断、計画の決定
市担当者	現場指揮　※現場責任者（農林課長等） ・安全確保、緊急銃猟の実施、原状回復、損失補償等
北海道 （北海道知事）	技術的助言・応援派遣 ・計画の調整等に係る助言、内部調整 ・職員の応援派遣
網走警察署	技術的助言・応援派遣 ・計画の調整等に係る助言、内部調整 ・職員の応援派遣
北海道猟友会網走支部 （捕獲従事者）	緊急銃猟 ・緊急銃猟の実施 ・計画の調整等に係る助言

【緊急銃猟を実施する際の関係主体との関係図】



（３）警察官職務執行法に基づく対応との関係性

警察官職務執行法（以下、警職法という）第４条第１項は、「警察官は、人の人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある狂犬、奔馬の類等の出現等危険な自体がある場合において、特に急を要する場合には、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる」旨の内容を規定している。

本項においては、住居集合地域等にヒグマが侵入した場合において、「その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者」である捕獲従事者に、「危害防止のため通常必要と認められる措置」として、危険な事態に応急的に対処するため必要最小限度のものに限り、銃器（主に銃猟）を使用してヒグマの捕獲等をすることも該当するものと解されてきた。

本項の権限は、本項の要件に基づき警察官が現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合であると判断した場合に限られる。そのため、**危険が現に差し迫っており、緊急銃猟できない場合等、危険鳥獣が人里に出没し、安全確保等の緊急銃猟の条件を確保する前に、現実・具体的に危険が生じている場合、例えば、公園に出没したヒグマが子供に接近している場合などには警職法の適用も排除されない。**

以上のことから、**ヒグマが市街地に出没した際の対応について、現場の状況に応じて警察と連携の上、必要に応じて警職法による駆除が対応方法として検討されるべきものとする。**

【緊急銃猟と警察官職務執行法の考え方】

法令	緊急銃猟（鳥獣保護管理法）	警察官職務執行法
適用が想定されるケース	ヒグマが人の日常生活圏に侵入した場合で、安全確保等の措置を講ずることにより、地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 （例）住宅地に隣接する河川敷にヒグマが出没した場合、建物にヒグマが入り込んだ場合	危険鳥獣が人里に出没して現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合 （例）公園に出没したヒグマが子供に接近している場合
条文	第三十四条の二（緊急銃猟）	第四条（避難等の措置）

2. 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

（1）対応体制の確保

緊急銃猟を実施する際の本市の対応体制を次のとおりとし、緊急銃猟の実施に備えた体制を確保する。

役割	対応者	内容
①捕獲従事者	捕獲の技術を有する者 ※北海道猟友会網走支部所属ハンター	実際に**緊急銃猟を実施**する者。 ※射手
②捕獲従事者をサポートする者	捕獲の技術を有する者 ※北海道猟友会網走支部所属ハンター	射手とともに行動し、**現場でサポート**を行う。
③緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の外部への委託を行う者	現場責任者（農林課長等） ※実施判断は市長	**緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮**を行う。また、射手とともにヒグマの動きを追い、**緊急銃猟を北海道猟友会網走支部所属ハンターに委託する。**
④通行制限を行う者	市職員 （建設港湾部員）	道路等において、**通行制限を行う。**
⑤住民への避難を呼びかける者	市職員（総務防災課員）	**付近の住民へ避難を呼びかける。** ※徒歩等による戸別訪問は行わず、広報車スピーカーを使用する。
⑥緊急銃猟の様子を記録する者 ※対応可能な場合のみ	市職員（農林課員）	**緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影**して記録する。 ※捕獲従事者が希望した場合等、捕獲従事者の了承を得ている場合のみ、市の責任のもとに捕獲従事者が対応した内容を後から証明できるよう実施する。
⑦場所の管理者・地権者との調整を行う者	市職員（税務課員・農林課員）	緊急銃猟や土地の立入りの際に、**場所の管理者、地権者（土地の立入りの場合）と調整を行う。**
⑧広報を行う者	市職員（企画調整課員）	市ホームページ等での**広報を行う。**
⑨原状回復を行う者	市職員（農林課員）	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。
⑩人員の確保を行う者	市職員（職員課員）	不足が生じた市職員の応援職員を確保する。

（2）捕獲従事者の確保

緊急銃猟の実施にあたっては、緊急銃猟を遂行可能な能力を有する捕獲従事者の協力及び確保が重要である。環境省の緊急銃猟ガイドライン（以下「緊急銃猟ガイドライン」という。）78ページにおいて、平時より緊急銃猟を委託する者を特定し、要件を満たすかをあらかじめ確認しておくことで、実際のヒグマ出没時に、委託等する際に根拠資料等に変更がないことをその場で確認する運用は可能と考えられるとされていることから、有事の際に柔軟に対応できるよう、本市においては、あらかじめ北海道猟友会網走支部所属のハンターを緊急銃猟実施時の捕獲従事者として定め、有事の際に必要な捕獲従事者の確保を図る。

（３）訓練の実施

緊急銃猟について、捕獲関係者等の間で共通の認識を持ち、対象鳥獣の生態、習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没対応の方針等の必要な知識を得られるよう、十分な机上及び実地訓練等を定期的に行うよう努める。緊急銃猟ガイドラインでは、研修会及び机上訓練・実地訓練の実施について次のとおりとしており、これを参考とする。

【机上訓練･実地訓練の内容の参考例】

参加者	緊急銃猟実施時の具体的な連絡経路や手段等を確認することを目的として実施するため、実際の出没対応にあたる次の関係者。 ⇒　捕獲従事者、市担当者、網走警察署
研修会の内容	出没ケースに応じた対応の考え方を整理するとともに、関係法令や緊急銃猟を実施するにあたっての具体的な条件、出没対応体制について確認できるような内容。 ⇒　出没対応の基本的な考え方 ⇒　緊急銃猟を実施する際の留意点 ⇒　関係法令に関する知識 ・緊急銃猟を実施する者の要件等 ・市街地等での銃器による対応をする際の関係法令
机上訓練	ヒグマが人の生活圏に出没したことを想定した机上訓練を行う。 ⇒　緊急銃猟の現場責任者及び関係者の役割分担の理解と連携の促進 ⇒　銃猟が可能な条件、対応の注意点についての共通理解
実地訓練	出没想定地において現場の状況や周辺環境を確認しながら、跳弾が到達する可能性のある範囲、通行禁止･制限の措置。地域住民等の避難範囲、マスコミの制御等を実施するエリア等の検討を行う。

（４）備品の確保

緊急銃猟ガイドラインを参考に、ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段等の備品や装備の確保に努める。連絡手段については、捕獲関係者間で必要な情報共有や、複数の捕獲従事者が連絡を取りながら安全かつ確実な捕獲を行うため、無線機を配備する。

また、緊急銃猟の実施に必要な証票や対応マニュアル（本書）、連絡リスト、各種チェックリスト等も用意する。

【備品リスト（参考）】

備品の種類	備考
ヘルメット	頭部をヒグマの攻撃等から防御する。
盾	ヒグマの攻撃や跳弾を回避する。
クマ撃退スプレー	ヒグマが向かってきた際に噴射する。
プロテクター	四肢や体幹をヒグマの攻撃から防御する。
無線機（デジタル簡易無線）	現地での連絡調整に使用する。
緊急銃猟を行う捕獲従事者の証票	自治体名を明記した腕章・ゼッケン等（**法令上用意は必須**）。
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票	**法令上用意は必須。**
市が作成する対応マニュアル	本書による。
関係者連絡先一覧	別途整備する。
緊急銃猟ガイドライン	環境省作成のもの。
緊急銃猟時の確認チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの。緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる。
緊急銃猟を行う捕獲従事者に係るチェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市の判断により任意で捕獲従事者に確認する事項をチェックリスト形式にしたもの。
車両	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため使用。
カラーコーン	通行禁止・制限に使用
トラック	緊急銃猟を実施する際に停車したトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出するために使用する。
土のう	バックストップを補強等する。
照明器具等（ヘッドライト、懐中電灯等）	夜間に緊急銃猟を実施する場合に使用する。
原状回復に必要な道具類	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類。
ビデオカメラ、ウェアラブルカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録する。 ※捕獲従事者が希望した場合等、捕獲従事者から了承を得ている場合のみ、市の責任のもとに捕獲従事者が対応した内容を後から証明できるように実施する。

（５）保険の加入

緊急銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合には、実施者である市町村が損失を補償・賠責することとなっている（通常生ずると考えられる物損の場合は鳥獣保護管理法第34条の６による損失補償、人身事故などの場合は国家賠償請求。また、特に物損については緊急銃猟を実施したことにより危険鳥獣が暴れた場合の物損等も含まれる）ことから、緊急銃猟時補償保険に加入、万一の補償に備えることとする。

3. ヒグマ出没時の初期対応

（1）通報時の対応

ヒグマの出没に関する一報が寄せられた際は、原則として農林課耕地林務係において目撃者から現場の状況を適切に聞き取る。警察が第一報を受けた場合は、警察からの聴取を実施し、必要に応じて目撃者等からの再聴取を行う。

【目撃者からの主な聞き取り事項】

項目	詳細
通報受領日時	年　月　日　時　分頃
目撃（発見）日時	年　月　日　時　分頃
目撃（発見）場所	地区　地番　（ゼンリン　ページ　－　）
通報者及び連絡先	氏　名 連絡先　－　－
通報内容	□姿の目撃 □親子クマ　頭数　頭・体長　m程度 □食害　作物（　）　□フン　□足跡
ヒグマの動向	行動：□逃げた　□その場にいる □向かってきた　□その他（　）

（2）通報を受けた後の初期対応

ヒグマの目撃者からの通報により得た情報から状況の緊急度を判断し、その緊急度に応じて次のとおり初期対応を執る。

状況	緊急度	初期対応
・住宅地等、通常では銃の撃てない場所にヒグマが居座っている（可能性がある）。 ・既にヒグマによる人身被害が発生している。	高	・警察署への連絡（現地への参集を要請） ・捕獲従事者への連絡（現地への参集を要請） ・警察、捕獲従事者、農林課職員（2名以上）で現場に向かい状況確認を行う。 ※緊急銃猟の実施に備え、人員や必要資材などの体制を確保する。 ※市庁舎に耕地林務係1名が待機し連絡調整を行う。
・ヒグマが住宅密集地や市街地の方向に向かっている。	中	・警察署への連絡（現地への参集を要請） ・捕獲従事者への連絡（現地への参集を要請） ・警察、捕獲従事者、農林課職員（2名以上）で現場に向かい状況確認を行う。 ※緊急度の高まりによる緊急銃猟の実施も想定し、人員や必要資材などの体制確保に備える。 ※市庁舎に耕地林務係1名が待機し連絡調整を行う。
上記以外 ・市街地を通過し山林へ遠ざかっていった。 ・住宅近くだが郊外であり銃が撃てる場所である等	低	・警察署への連絡（現地への参集を要請） ・捕獲従事者への連絡（現地への参集を要請） ・警察、捕獲従事者、農林課職員（2名以上）が現地を確認する。 ・現地を確認し、ヒグマが人の生活圏に居座っていないことを確認する。 ・状況に応じて現地での注意看板、市公式サイトやSNS等で周知を行うとともに、捕獲従事者による巡視や箱わな設置を検討する。 ※市庁舎に耕地林務係1名が待機し連絡調整を行う。

※初期対応にあたる担当職員は上記を基本とするが、事案発生時の状況等に応じて調整する。

＜市庁舎での対応内容＞

現場での初期対応の他、市庁舎で待機する職員は、状況に応じて現場担当者と連絡を取りながら次のとおり対応する。

・庁内の関係部署に対して状況等、情報共有を行う。
・通行止めや避難誘導を行う職員は、いつでも動けるよう待機する。
・警察官が現場にいない場合は、網走警察署へ警察官の出動を要請する。
・北海道オホーツク総合振興局環境生活課へ連絡し、職員の派遣等を要請する。
・ヒグマが居座っている場所又はヒグマが向かっている場所の町内会（町内会長）、施設・店舗等に情報共有及び注意喚起を行う。
・ヒグマが移動中の場合は、地図上で銃による捕獲に適した場所（人がいない場所、バックストップがある場所、捕獲従事者がヒグマを撃ち下ろすための高所がある場所など）を探し、その場所へ追い込みができないか現地職員と相談する。
・広報担当職員は市公式サイトや、公式SNSなどで、ヒグマの出没状況について住民に周知し、注意喚起を行う。

（３）緊急銃猟実施の判断

前項の初期対応において現地を確認後、現場の情報収集の結果などを踏まえ、現場に臨場した現場責任者（農林課長等）（以下「現場責任者」という。）は、**緊急銃猟が選択できる４つの条件を満たし、ヒグマの捕獲手段として緊急銃猟を選択できるかの検討を行う。その検討結果や現場の状況の報告を受けた市長は緊急銃猟を行うか判断する。**

なお、人が多すぎて安全確保ができず緊急銃猟ができない場合は、追い払いや箱わなによる対応などを検討する。また、ヒグマが人の日常生活圏に居座っている場合は、近隣住民の避難誘導を行った上で、ヒグマの移動等、状況の変化に応じて対応を検討する。

検討の結果、箱わなによる対応を実施する場合、鳥獣保護管理法第９条の許可を受けてわなを設置し、捕獲されたヒグマの止め刺しは緊急銃猟により実施する。

【緊急銃猟が実施可能な4つの条件】

条件①	ヒグマが人の日常生活圏に侵入していること、侵入するおそれが大きいこと
条件②	ヒグマによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があること
条件③	緊急銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難であること
条件④	避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれ、その他生命又は身体に危険を及ぼすおそれがないこと

＜緊急銃猟が実施可能な４つの条件の考え方＞

緊急銃猟が実施可能な状況とは、上記①～④のすべて満たす場合とし、各条件の詳細は次のとおり。

なお、緊急銃猟が実施可能かどうかの確認は、22ページの「緊急銃猟時の確認チェックリスト」（法令関係）により行う。

①人の日常生活圏への侵入

<u>ヒグマが人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に侵入していること又は侵入するおそれが大きいこと</u>を確認する。

ア　人の日常生活の用に供されている場所

（例）住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等（登山道のような、生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。）

※鳥獣保護管理法第38条に規定される住居集合地域等も人の日常生活圏に含まれる。

イ　人の日常生活の用に供されている乗物

（例）自動車等

ウ　侵入していること又は侵入するおそれが大きいこと

人の日常生活の用に供されている場所又は乗物にヒグマが侵入していることだけでなく、そのごく近傍の場所に、興奮し、又は人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいるなど、**<u>人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合も、緊急銃猟によって対処することができる。</u>**一方、単に山野にいるヒグマを「いつか人の日常生活圏に侵入するおそれがある」と解釈し、緊急銃猟によって捕獲することはできない。

＜緊急銃猟が実施可能な範囲について＞

緊急銃猟が実施可能な範囲は、人の日常生活圏とその付近に限定される。ここでいう人の日常生活圏とは、人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲を指している。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、自動車等も含まれるとされている。

また、鳥獣保護管理法第38条に規定される住居集合地域等も人の日常生活圏に含まれる。

【緊急銃猟の実施可能な範囲のイメージ】



②人への危害を防止する措置が緊急に必要

ヒグマによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるかを確認する。

ヒグマは、鳥獣保護管理法第２条第６項において定義するとおり、人の日常生活圏に侵入した場合には人の生命身体に危害を生ずるおそれが大きいため、基本的には「人への危害を防止する措置が緊急に必要」の条件に該当することとなると考えられる。

なお、緊急銃猟をする必要があるとまでは言えない例としては、例えば追い払い等により、現に人の生活圏の外にヒグマが逃走しようとしており、当該個体の状態から見て、当該固体が再度侵入するおそれが十分に低いと考えられるような場合等が想定される。

③銃猟以外の方法では困難

銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該ヒグマの捕獲等をすることが困難であることを確認する。

銃猟以外の方法でヒグマを捕獲する方法としては、状況に応じて箱わなどの使用が考えられるが、いずれもヒグマを迅速に捕獲することには適しておらず、基本的には「銃猟以外の方法では困難」の条件に該当することとなると考えられる。

なお、**銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に捕獲等をすることができる場合の例としては「幼獣であって、網等を用いることによって作業者の危険を伴わず、かつ速やかに捕獲等をすることができる場合」等**が想定される。

④銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

銃猟によって人に弾丸が到達するおそれ、その他、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。

銃猟をすることによって人の生命身体に危害が及ぶ場合には、人の生命身体に対する危害の防止という緊急銃猟の趣旨と矛盾する結果を生ずることとなるため、銃猟は許されない。

なお、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがある場合としては次のような場合が想定される。

●人が弾丸の発射地点からバックストップまでの間にいるなど、人に弾丸の到達するおそれがある場合
●引火物や爆発物が弾丸の到達するおそれのある範囲にあるなど、銃猟によって火災や爆発が生じて人に危害が及ぶおそれがある場合
●弾丸によって負傷したヒグマが絶命するまでに人を攻撃するおそれがある場合

緊急銃猟ガイドライン65ページでは、「跳弾のリスクを低減するため、バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り 90 度に近づける。このため、平地などバックストップに該当するような斜面がない場所で発砲する場合は、やわらかな地面をバックストップとして活用するため、トラック等の荷台や高い建物といった場所から、角度を付けた撃ち下ろしとすることを基本とする。ただし、例えば山野の急斜面などバックストップが地面と垂直に近い場合は、地面と水平に近い角度で発射することが望ましい。」とされている。

なお、ヒグマの背後にバックストップが存在しない環境も十分に想定される。バックストップがある場所への追い込みをする方法も考えられるが、緊急銃猟を実施するのは市街地や住宅地等に出没した場合であることから、バックストップのある場所へ安全にヒグマを誘導することが困難なことが多いことが想定される。このような場合には、射撃方向であって弾が到達する可能性のある範囲に人が存在しないことを確認し、捕獲従事者のほか、警察にも協議した上で、緊急銃猟を行うか否かの判断を行う。安全性が確保できない場合は、緊急銃猟は実施しないこととする。

＜バックストップと銃弾に関する留意点＞

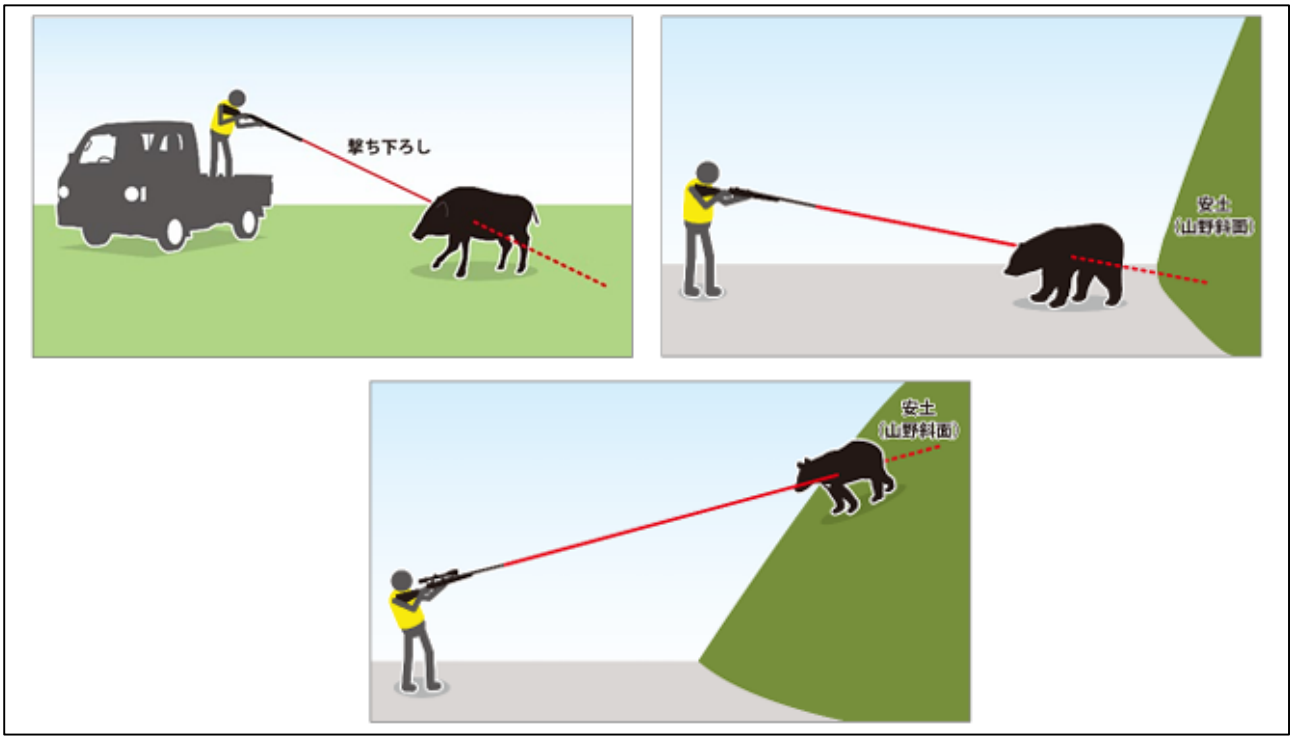
芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとし、竹、金属面、岩石、コンクリート等の硬質の材や水面は跳弾のおそれが大きいため避ける。

また、跳弾のリスクを低減するため、バックストップと跳弾が衝突する角度を可能な限り 90 度に近づける。

【屋外での銃猟の際の注意点】

銃・実包等の種類	・ヒグマの状態や地形に応じた銃種が準備できているか
バックストップと跳弾	・十分な入射角で、硬質の材を含まない地面（芝生、田畑など）をバックストップにできるか
その他の留意事項	・捕獲関係者等の位置や行動を管理等し、射線に入らないようにできているか ・矢先に危険物がないよう、射線を確保できているか
視界の確保が困難な場合	・ヒグマが逸走した場合に人に危険が及ばないように厳重な安全確保ができているか ・ヒグマとバックストップがまんべんなく視認できるよう照明器具で十分な視界が確保できているか

【屋外におけるバックストップの例】



（出典）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

【屋内での銃猟の際の注意点】

銃・実包等の種類	・使用する銃種の取り回しに問題はないか
バックストップと跳弾	・十分な入射角で、使用する銃・弾丸の貫通力に対して十分なバックストップを壁面等によって確保でき、又は壁面を貫通した先に十分なバックストップがあるか
その他の留意事項	・捕獲関係者等の位置や行動を管理等し、射線に入らないようにできているか ・矢先に危険物がないよう、射線を確保できているか ・捕獲関係者等に跳弾が及ばないよう、物陰や盾によって身を守ることができるか
視界の確保が困難な場合	・ヒグマが逸走した場合に人に危険が及ばないように厳重な安全確保ができているか ・ヒグマとバックストップがまんべんなく視認できるよう十分な照明が確保されているか

【屋内におけるバックストップの例】



（出典）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

【箱わなの止め刺しの注意点】

銃・実包等の種類	・使用する銃種の取り回しに問題はないか
バックストップと跳弾	・十分な入射角で、使用する銃・弾丸の貫通力に対して十分なバックストップを壁面等によって確保でき、又は壁面を貫通した先に十分なバックストップがあるか ・箱わなで跳弾しないよう、箱わなから銃口を離しすぎていないか
その他の留意事項	・捕獲関係者等の位置や行動を管理等し、射線に入らないようにできているか ・矢先に危険物がないよう、射線を確保できているか ・捕獲関係者等に跳弾が及ばないよう、物陰や盾によって身を守ることができるか
視界の確保が困難な場合	・ヒグマが逸走した場合に人に危険が及ばないように厳重な安全確保ができているか ・ヒグマとバックストップがまんべんなく視認できるよう十分な照明が確保されているか

【箱わな止め刺しにおける緊急銃猟のイメージ】

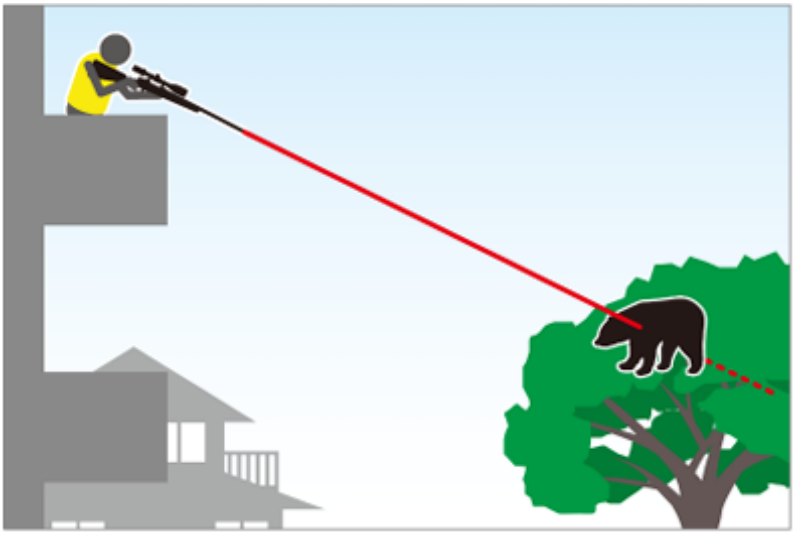


（出典）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

【ヒグマが木に登ったときの対応】

バックストップと跳弾	・木に登ったヒグマを地上から射撃すると撃ち上げることになり、実弾を用いる場合は弾丸がヒグマを貫通した場合や外した場合に弾丸が遠距離に到達し、安全確保が困難で不測の事故が生じるおそれがあるため、木に登ったままの状態のヒグマを緊急銃猟する場合は、ヒグマの位置より高い位置（近隣建物の高層階など）から銃猟を行う ※跳弾を含め弾丸が人に到達しないように注意する
その他の留意事項	・ドローンや花火等によって木からヒグマを下ろすことは、ヒグマを刺激して逸走するおそれがあるため、実施しない

【木の上にいるヒグマを銃猟する場合】

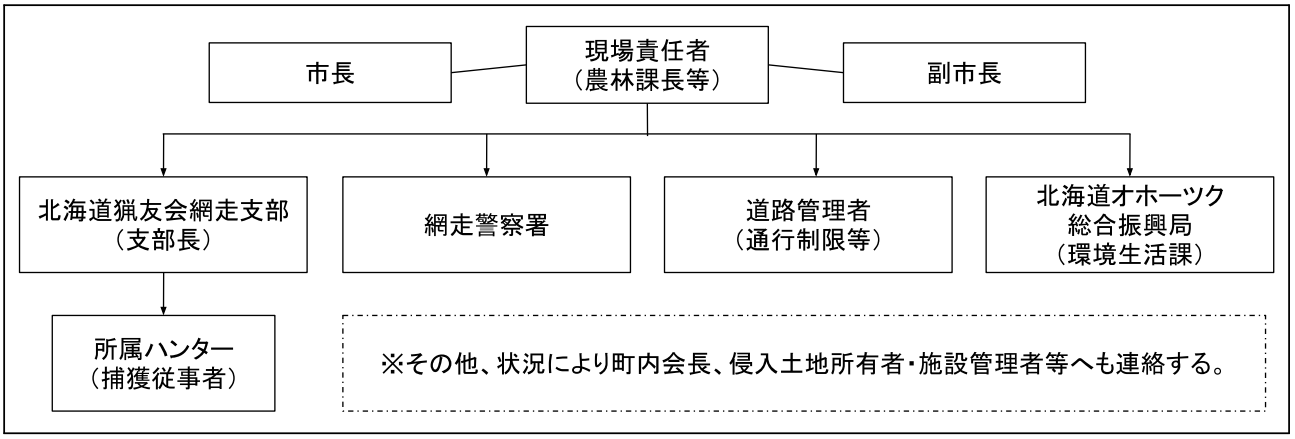


（出典）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

（４）緊急銃猟時の関係主体との連絡体制

ヒグマの目撃者からの通報を受け、緊急銃猟による対応も選択肢に入る状況である場合、現場責任者が現場に赴いて対応を検討することとなる。緊急銃猟の検討も含めた現場対応においては、関係機関（関係者）との連携が不可欠であるため、連絡体制を次のとおりとする。

【緊急銃猟時の連絡体制】



4. 緊急銃猟の実施

ここまでの対応により、緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、法令等に基づいて緊急銃猟を実施することとなるが、以下に緊急銃猟を実施するまでの手順をまとめる。

（1）緊急銃猟に関する計画の調整

緊急銃猟が実施可能な４つの条件をすべて満たし、緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、現場において市職員や捕獲従事者等の捕獲関係者により、安全確保の方法等や発砲の向き等、具体的な緊急銃猟の実施に関する計画を検討する。

【緊急銃猟の実施に関する計画の検討事項】

検討事項①	捕獲位置（射撃方向）・バックストップ
検討事項②	役割分担・人員配置（安全確保）
検討事項③	住民避難・通行規制の範囲及びその方法
検討事項④	施設管理者や土地所有者等との調整
検討事項⑤	捕獲関係者間の連絡方法
検討事項⑥	ヒグマが移動した際の想定

実施に関する具体的な計画の調整が完了したら、具体的な対応行動に移る。計画の調整後における具体的な対応手順は、現場の状況にもよるが概ね次のとおりとする。

手順①	安全を確保するための措置の実施（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）
手順②	緊急銃猟に係る条件の確認
手順③	捕獲従事者への緊急銃猟の委託、留意点の伝達
手順④	緊急銃猟のための土地の立入り等（土地の立入り、障害物の除去）
手順⑤	緊急銃猟の実施
手順⑥	緊急銃猟実施後の確認
手順⑦	原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認

（2）北海道に対する応援の要請

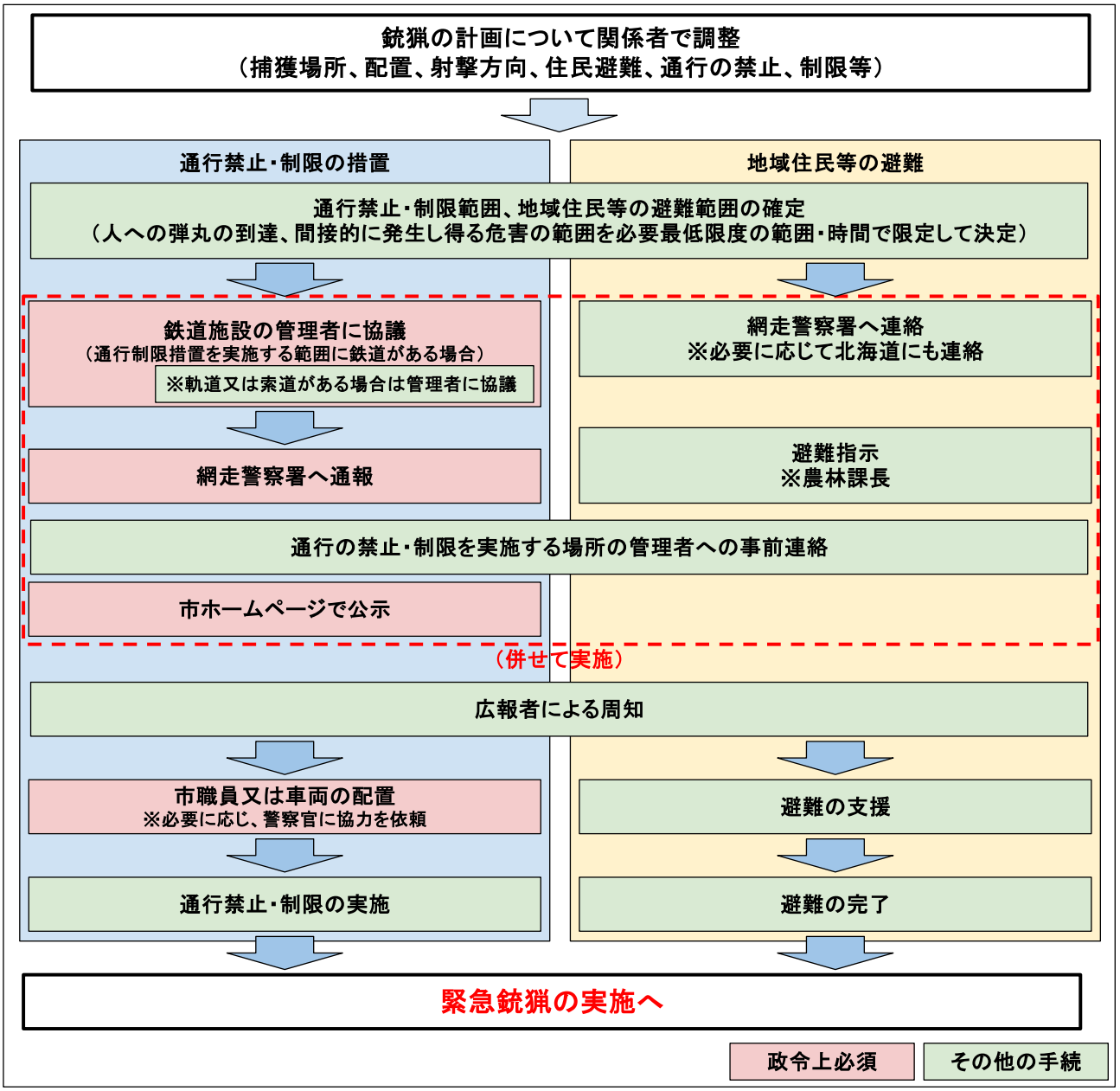
対応にあたる市職員の人数やノウハウの不足などにより、緊急銃猟を市のみでは十分に行うことができない場合は、鳥獣保護管理法第34条の５に基づき、市長は、北海道知事に対して応援を要請することができるとされている。

そのため、状況を鑑み、安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言等、必要な場合は、市長から北海道知事に対する応援要請を行うこととする。

なお、当該規定に基づき北海道による応援を受けた場合は、応援に要した費用は市が負担する。

（３）安全を確保するための措置の実施

緊急銃猟を実施する際に必要となる安全確保措置については、緊急銃猟ガイドラインにおいて定められている内容を参考にして対応する。



① 通行禁止・制限範囲、地域住民等の避難範囲の確定

ア　必要な人員の確保、役割分担

安全確保措置を講じる場合には、通行制限を行う者から広報を行う者まで、複数の役割があり、役割に応じた一定数の人員が必要となる。

また、人員の確保等を行った時点で、想定より通行禁止・制限範囲が広大だった場合等には、追加的に人員の動員を行う等の臨機応変的な対応も必要となる。

【緊急銃猟を実施する際の役割分担】

役割	対応者	内容
通行制限を行う者	市職員（都市管理課員、農林課員）	道路等において、通行制限を行う。
住民への避難を呼びかける者	市職員（総務防災課員）	付近の住民へ避難を呼びかける。※徒歩等による個別訪問は行わず、広報車スピーカーを使用する。
場所の管理者・地権者との調整を行う者	市職員（税務課員、農林課員）	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者（土地の立入りを行う場合）と調整を行う。
広報を行う者	市職員（企画調整課員）	市ホームページ等で広報を行う。。

イ　通行禁止・制限範囲の認定

通行禁止・制限範囲は次の要領により決定し、通行禁止・制限範囲の開始地点を明示するなどの政令に定める手続きを経て設定する。

＜基本的な考え方＞

緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害（人への弾丸の到達、弾丸が引火物や爆発物に到達することで発生する火災や爆発、被弾したヒグマが興奮し暴れることなどによって人の生命身体に及ぶ危機）を防止するため、こうした危害が及びうる範囲に住民（周辺に住所を有する者に限らず、当該場所を通行している者も対象となる）が立入らないようにする。

通行禁止・制限範囲は、屋外、屋内、夜間（日出前及び日没後）かどうかや、その場所の状況（住居等の状況やバックストップの状況を含む）等により個別に判断することとなる。緊急銃猟ガイドラインでは、屋外において銃猟を行った際の安全確保の措置がとられていたと考えられる事例として、バックストップや矢先の状況、跳弾の可能性、人家・人の配置（被害対象）の把握、周囲の地形、交通の状況等を総合的に勘案した上で安全確保措置が講じられた次のような事例を掲げている。

（例１）銃猟実施場所から半径200mの範囲を安全確保が必要なエリアとして扱った。
（例２）夜間のみに出没するヒグマに対応するために、集落内の住民避難（家屋からの避難）をした上で銃猟を実施。
（例３）施設内にヒグマが侵入した際に、当該施設敷地内からの地域住民の退避を確認した上で、銃猟を実施。

なお、緊急銃猟に伴う通行制限措置については市町村が行うこととされているため、道路交通法に基づく交通規制権限を有する警察と緊密な連携を図ることとする。

通行禁止・制限範囲の設定にあたっては、現場責任者は、実際に用いる銃器等の性能に係る情報、狩猟に係る知識や経験を有する捕獲従事者（連携して住民の避難等を行う警察官も含む）の助言を踏まえ、通行禁止・制限範囲を決定する。

なお、通行の禁止又は制限を行うときは、鳥獣保護管理法施行令第５条第１項の規定により、管轄警察署へ通報しなければならない。

◎通行禁止・制限に係る注意点

・通行の禁止・制限を行おうとする区域に国道・道道が含まれている場合には、道路管理者に連絡する（緊急銃猟ガイドライン49ページ）。
・可能な限り、通行の禁止・制限を行おうとする区域の土地所有者・土地管理者にも連絡を行う。

＜通行禁止・制限範囲の中心点＞

対象となるヒグマ又は捕獲従事者を中心とする。ただし、通行禁止・制限範囲の形状は円形である必要はなく、人に弾丸が到達しうる範囲等に応じて設定する。

対象となるヒグマが当初の位置から大きく移動した場合には前提が変わるため、通行禁止・制限範囲を検討し直す必要がある。そのため、ヒグマがどの程度移動した場合に前提が変わったと見なすかについても、この段階で想定しておくことが望ましい。

※通行禁止・制限範囲は射撃の可能性がある方向やヒグマが移動する可能性のある範囲を考えて設定するものであり、必ずしも捕獲従事者の立ち位置から円形に設定しなければならないものではない。

ウ　住民の避難

避難誘導担当職員は、通行禁止・制限範囲にいる者を外へ退避させ、通行禁止区域内に立入らないように呼びかける。

区域内にある建物内にいる者が当該建物の外に出て、通行禁止区域の外に出ることが状況的に困難である場合も考えられるため、そのような場合には、屋内避難をさせ、屋外に出ないように呼びかけた上で、通行禁止・制限を開始する。

また、避難誘導担当職員の安全確保の観点から、徒歩等による戸別訪問は行わず、広報車スピーカーを使用し呼びかけを行うこととする。

屋内避難の場合は、跳弾が窓に当たる等により、窓が割れ怪我をする可能性に備え、窓から離れるか、窓のない廊下に避難し、身を守る姿勢をとることが重要である。

また、建物の壁に材質や厚さによっては、弾丸が貫通してくる可能性もあるため、この観点からも上記の対応が必要である。射撃方向に家屋がある場合に関しては、建物から避難し、安全な場所へ避難することも検討する。

②　通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民周知

鳥獣保護管理法施行令では、通行の禁止・制限をしようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署に通報しなければならないとされている。

鳥獣保護管理法施行令に規定されていない場合であっても、道路管理者など、通行の禁止・制限により当該場所の管理が妨げられることとなる場所の管理者には、事前に通行の禁止・制限の実施について連絡するものとする。

また、通行の禁止・制限に関する内容について、鳥獣保護管理法施行令第５条第４項に基づき、適当な場所及び一般の供覧に供するため、市ホームページや公式SNS等で通行制限を行う場所・期間・制限の内容を明示する。

（参考）ホームページ又はSNS等における周知文例

「令和◯年◯月◯日（◯）◯時頃、◯◯の周辺において出没したヒグマの捕獲等作業のため、通行制限を行います。出没グマ及び捕獲のための銃器使用による危険があるため、現場付近には近づかないよう、お願いいたします。」

③　通行禁止・制限の実施

鳥獣保護管理法に基づく通行禁止・制限の措置は、緊急銃猟を迅速に行うことを目的とするものであるため、道路法に基づく道路占用許可を要する仮設工作物等の設置を必須としておらず、職員あるいは車両を配置することにより通行禁止・制限がされた場所とそうではない場所を区分して緊急銃猟を実施できることとされている。

よって、緊急銃猟時は迅速な対応に資するため、鳥獣保護管理法に基づく通行禁止・制限措置により、車両（職員等が臨場する際に使用する車両等）又は職員若しくはその両方を道路上に配置して道路の通行禁止・制限を行うこととする。配置の際には、必要に応じて警察官と現地等で調整の上、通行がないことを確認した上で配置を行う。

また、退避者、第三者、マスコミ等が、通行制限区域の範囲内に入らないよう、広報車や防災メール等の周知ツールを使用し呼びかけを行う。また通行制限が行われている旨を市ホームページへの掲載等により周知を行う。

＜通行禁止・制限の措置において掲示する事項＞

鳥獣保護管理法施行規則第41条の４第１項の規定による掲示事項

① 通行を禁止･制限する場所
②（通行禁止の場合）通行禁止期間
③（通行制限の場合）通行制限期間･制限の内容

④　捕獲関係者の配置・安全確保

捕獲関係者等の安全が確保されるよう、必要な措置を講じる。具体的には次のとおりとする。

ア　対象となるヒグマとの距離

ヒグマとの必要な距離及び回避場所を確保する。距離を確保することはヒグマを必要以上に興奮させないためにも重要であり、そのことが捕獲関係者等の安全にもつながる。

イ　捕獲従事者付近への人員配置

誤射や跳弾により誤って弾丸が捕獲関係者等に到達するリスクを低減するため、銃猟を実施する付近への人員の配置については必要最小限とし、避難誘導を行う職員等に対し、あらかじめ退避するよう伝達する。

ウ　捕獲関係者の装備

ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段等の装備を配備するよう努める。配備する装備は、緊急銃猟ガイドラインにおいて整備すべき備品として掲げられているものを参考とする。

ェ　捕獲関係者による捕獲従事者のサポート

現場では、銃器を使用する者がヒグマの捕獲に集中できるよう、関係者がサポートする。

現場対応にあたっては、関係機関の連携により状況判断と対応方針を協議し、関係法令に違反が生じないようにする。

オ　ヒグマを見失った場合の対応方針の検討

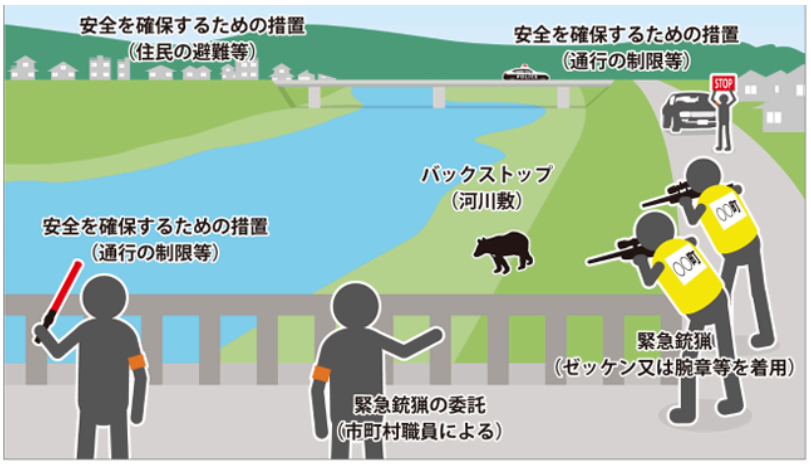
ヒグマを見失った場合には、速やかに地域住民への周知を徹底する。広報車等による注意喚起や捜索体制などを整える等の検討を行う。

カ　手負い個体への対応の準備

特に屋外の場合、銃弾１発で仕留められず、手負い状態になって逸走してしまう場合については、人の日常生活圏での対応であることを鑑み、住民等や捕獲関係者の安全確保、射手の複数人体制等、あらかじめ十分なリスク回避のための対策を講じる。

手負いになったヒグマは、最終確認地点、移動方向、被弾の状況といった当該個体の状況をできる限り把握し、損傷の程度などの情報を捕獲関係者間で共有する。地域住民への注意喚起とともに複数人で慎重に追跡を行う。

【安全確保措置が実施されているイメージ】



（出典）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

（４）緊急銃猟に係る条件の確認

ここまでの緊急銃猟が実施可能な4つの条件等の確認事項の確認や、緊急銃猟の実施のための計画調整、安全確保のための措置等の手順が確実に実行されているかを下記のチェックリストにより確認する。

【緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）】

条文等	条件	確認
人の日常生活圏への侵入（法第34条の2）	■銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲。例えば、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶　等も含まれる。	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要（法第34条の2）	■危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難（法第34条の2）	■銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合（法第34条の2）	■通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の４）	
	■地域住民の避難は行われたか（法第34条の４）	
	■広報（HPやSNS、防災メール等）は行われたか（政令）	
	■通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	■鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） ■軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか ■道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか ■場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	■射線方向にバックストップはあるか ※屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	■緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	■（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか（法第34条の2）	
	■緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第34条の2）	
	■緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか	

（５）緊急銃猟の外部への委託

① 緊急銃猟の委託にあたっての考え方

鳥獣保護管理法第34条の２第１項において、緊急銃猟の実施主体は市町村長としており、同条第２項において、その職員に緊急銃猟を実施させることができることとしている。

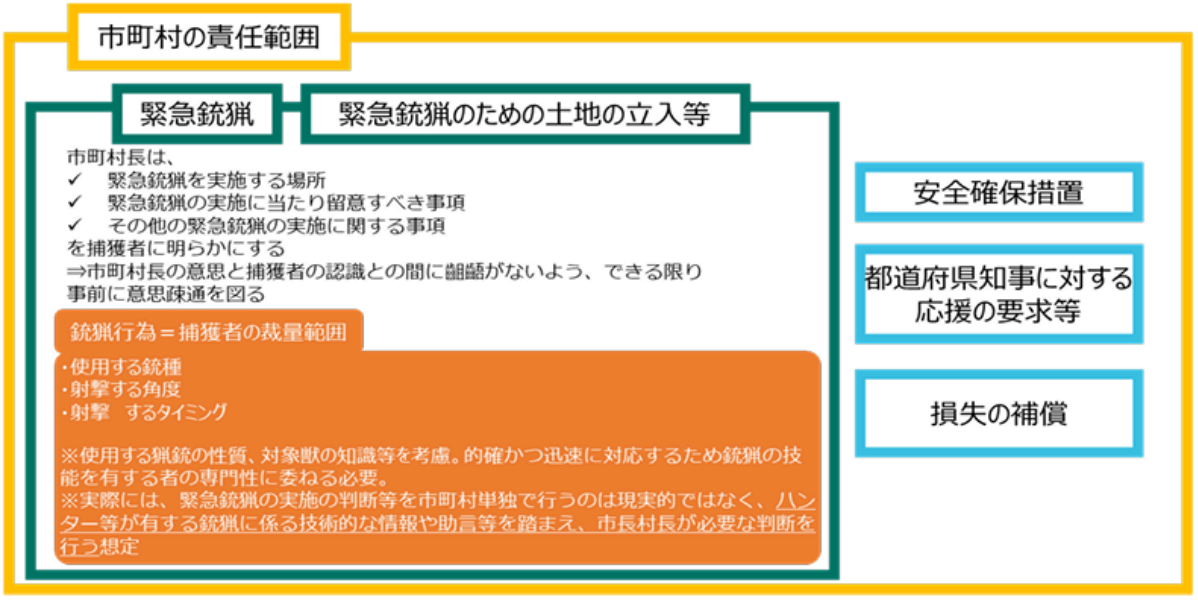
しかし、緊急銃猟を安全に実施するためには、銃器を所持し、銃猟について高度な技能を有する者が必要となるが、そのような要件を満たす職員は本市にはいないため、職員のみで日常生活圏に侵入したヒグマの銃猟をすることは実態上困難である。

よって、本市においては、鳥獣保護管理法第34条の２第２項により銃猟の実施を北海道猟友会網走支部に所属するハンターに要請及び委託することとする。その際、法令に基づいて、その者が捕獲従事者としての適性を有しているかの確認が必要である。

緊急銃猟を実施させる捕獲従事者としての適性要件を満たしているか否かは、法令により市町村長が書面により確認を行うこととされていることから、「緊急銃猟を行う捕獲従事者に係るチェックリスト」により書面で確認を行うものとする。なお、書面には、緊急銃猟を実施させる捕獲従事者の署名を求めることとする。

チェックリストによる確認を踏まえ、緊急銃猟を実施させる者として要件を満たしているかを市長の責任において判断し、要件を満たす場合は、その者に緊急銃猟の実施を委託するものとする。

【市町村の責任範囲及び捕獲者の裁量範囲】



（出典）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

【緊急銃猟時を行う捕獲従事者に係るチェックリスト】

条文等	条件	確認
法令で定める事項 ※必須項目	第一種銃猟免許を所持している ※装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去**1年以内**に銃器による射撃を**2回以上**した者であること ※麻酔銃猟をする場合は除く	
	過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 ※夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目 （麻酔銃猟をする場合は除く）	**射撃場における5回以上の射撃**において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く）にあっては次のイに掲げる範囲）にすべて命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は**50メートル**とし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む）は問わない。 イ　標的の中心から**2．5センチメートル** ロ　標的の中心から**5．0センチメートル**	
その他市町村の判断により任意で記載する事項	緊急銃猟に関する知識を有している。	

※「過去１年以内に銃器による射撃を２回以上した者であること」の要件は、射撃場、有害鳥獣駆除又は狩猟における射撃の実績により確認を行うものとし、原則、本人の申し出に基づいて確認する。

※緊急銃猟は銃刀法上の「有害鳥獣駆除」に該当するため、緊急銃猟で実施する銃の所持目的に「有害鳥獣駆除」が付与されていることが必要。

※捕獲を行った経験は、例えば、止め刺し等の銃猟の経験も含まれる。（麻酔銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。）

※同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

② 証票の受け渡し等の方法

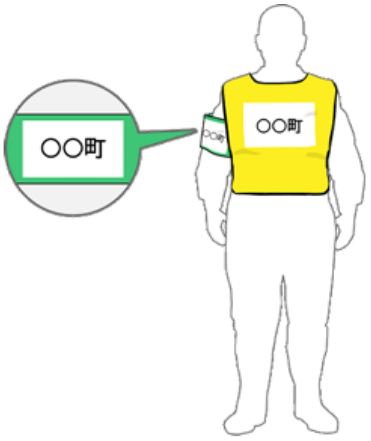
緊急銃猟を実施する捕獲従事者は、その身分を示す証票を携帯し、身分を明らかにするよう請求があるときは、これを提示しなければならない。証票（ゼッケンなどの外見上携帯していることが明らかなもの）を市町村長が捕獲従事者に渡し、着用させることで初めて緊急銃猟が実施可能となることから、緊急銃猟を実施する判断や捕獲従事者への指示又は委託をする判断を行っていない段階で証票を渡すことは、絶対に避けなければならない。

よって、緊急銃猟を実施する判断をし、安全確保措置が確実に完了した後でないと、証票を捕獲従事者に渡すことはできない。

また、証票は、緊急銃猟を実施する捕獲従事者の人数分用意し、個々に渡すものとする。

なお、ヒグマが移動した場合等で緊急銃猟の条件（10ページ「３．ヒグマ出没時の初期対応（３）緊急銃猟実施の判断」参照）を満たせず、やりなおす場合は、証票を回収し再度、緊急銃猟が実施できる条件が整った際に改めて捕獲従事者に渡さなければならない。

【証票の例】



※市町村名がわかれば、既存のゼッケンや腕章でも構わない

（６）緊急銃猟のための土地の立入り等

緊急銃猟は私有地や障害物等がある場所で行われることも想定される。基本的に地権者と調整した上で立入ることが望ましいが、緊急時にはそれらによらず対応できるようにするため、鳥獣保護管理法第34条の３では、「市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立入らせ、若しくは障害物を除去させることができる」とされている。

例として、私有地に侵入したヒグマに向かって発砲するための土地の立入りや矢先に存在する障害物の除去、死亡したヒグマを回収するための立入りなどが想定される。

なお、土地の立入り等を行う際は身分を示す証票を携帯し、求められた場合は掲示しなければならない。この証票は、緊急銃猟を実施する捕獲従事者が携帯する証票とは区別できるものを用意する。

（７）緊急銃猟の実施

緊急銃猟の実施の判断から、安全確保、捕獲従事者への委託等、法令等に基づく所要の手続きが完了したのち次の手順により緊急銃猟を実施する。

捕獲従事者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意し、現場責任者より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする。

① 証票（ゼッケン又は腕章）を緊急銃猟を行う捕獲従事者に着用させる。（銃器を発射する可能性のある者全員に着用させる。）

② 捕獲従事者の了承を得た上で、ビデオカメラにより撮影を開始する。

③ 現場責任者から捕獲従事者に対し、次の留意点を伝達する。

・緊急銃猟を実施する場所（配置、射撃方向、撃って良いヒグマの移動範囲等）

・緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱（危険物や引火物を取り扱う工場や施設）に関する情報

・できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報

・ヒグマの移動等により緊急銃猟の条件が整わなくなった場合等に緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）　等

④ 射撃の実施

射撃の方向や角度、射撃するタイミング等は捕獲従事者の判断により行うものとするが、緊急銃猟はあくまでも市長の責任により実施する。

（８）緊急銃猟の中止の判断

安全確保措置が講じられていない状況等となった場合には、現場責任者は速やかに緊急銃猟を中止とする判断を行い、あらかじめ決めていた緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）により、緊急銃猟の中止を捕獲従事者を含む捕獲関係者に伝える。

緊急銃猟を中止した場合には、捕獲従事者から証票を回収し、改めて緊急銃猟の実施に係る計画の調整、必要な安全確保措置、緊急銃猟実施の外部委託等を順に行うものとする。

＜緊急銃猟を中止する状況＞

① 安全確保が講じられていない場合

② ヒグマが大きく移動する等により緊急銃猟が実施できる４つの条件を満たさなくなった場合

③ 対応中に日没となり、捕獲従事者に夜間での緊急銃猟を委託していない、又は捕獲従事者が夜間での緊急銃猟を実施する要件を満たさない者である場合

④ その他、現場の状況等の変化により、法令に規定される緊急銃猟が実施可能な条件や要件を満たさなくなった場合等

（９）緊急銃猟実施後の確認、原状回復、安全確保措置の解除

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死や安全を確認後、安全確保措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。安全確認には、個体の状態や跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の行方の確認を捕獲関係者で行う。

確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除方法は、措置を講じた際の手順にならい行う。

ヒグマの捕獲及び安全確保措置の解除が完了したら、その情報を関係機関に連絡し、情報を伝えるべき相手方に漏れがないように留意する。

なお、捕獲したヒグマの処分を行う際は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理を行う。

また、緊急銃猟の実施による第三者や物に対する損害がないか確認を行う。

（10）損失補償手続き

① 考え方

緊急銃猟を実施した場合には、弾丸が逸れる、跳弾、弾丸の貫通等によって家畜等、建物、乗物、器物等の財産を損壊させる可能性を完全に排除できない。

また、緊急銃猟の実施のため又は緊急銃猟等のための土地の立入り等による措置として、銃器の使用のために必要な付随的行為（例えば射線上の支障枝の除去等）を行うことによっても損失が生じうる。

そのため鳥獣保護管理法第34条の６において、緊急銃猟の実施のため又は緊急銃猟等のための土地の立入り等による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する旨を規定していることから、破損等が確認された場合は、補償の手続きを行う。

なお、緊急銃猟の実施により生じ得る損失としては、次のものが想定される。

ア　発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失

イ　建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益

ウ　緊急銃猟の実施行為そのものではないが、鳥獣保護管理法第34条の３第１項の規定により他人の土地に立入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失

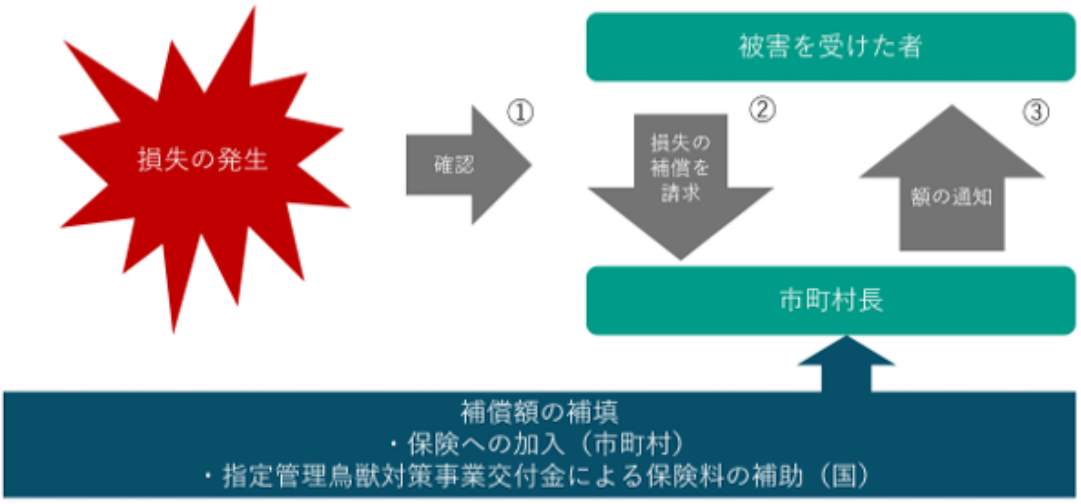
② 損失補償の流れ

損失の補償を受けようとする者は、緊急銃猟の実施権者である市町村長にその請求をしなければならない。

そのため、市長は、緊急銃猟により損失が発生した場合、被害を受けた者より、請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、補償請求の理由、補償請求額の総額及びその内訳その他必要な書類を受理するものとする。

損失に対する補償の要否及び補償額については、請求内容の審査の上決定し、請求者に対して決定内容を通知するものとする。

【損失補償の流れ】



（出典）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

5. 様式集

【ヒグマ出没時チェックリスト】（表）

ヒグマ出没時チェックリスト

（1）通報受領日時

＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿）　AM・PM＿＿時＿＿分頃

（2）目撃（発見）日時

＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿）　AM・PM＿＿時＿＿分頃

（3）目撃（発見）場所

＿＿＿＿＿地区

地　番：

ゼンリン：＿＿＿ページ＿＿＿－＿＿＿　（例）130ページ　A－3

（4）通報者及び連絡先

氏　名：

連絡先：＿＿＿＿－＿＿＿＿－

（5）−1 通報内容

□ 姿の目撃

□ 親子クマ

頭数：＿＿＿頭

体長：＿＿＿m程度

□ 食害

作物：

□ フン

□ 足跡

行動：□逃げた
□その場にいる
□向かってきた
□その他（　　）

（5）−2 現地確認結果

□ 姿の目撃

□ 親子クマ

頭数：＿＿＿頭

体長：＿＿＿m程度

□ 食害

作物：

被害：＿＿＿＿＿（個・本）

□ フン

□ 足跡

前足：幅＿＿＿cm　長さ＿＿＿cm

後足：幅＿＿＿cm　長さ＿＿＿cm

（6）猟友会の見解

□ オス　□ メス

年齢＿＿＿歳

体長＿＿＿m程

（7）現地確認日時

＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿）

（8）対応

□注意看板の設置（＿＿＿本、No.＿＿＿＿＿）

□農協FAXによる注意喚起

□周辺住民への注意喚起

□関係機関（学校、南部森林管理署、森林組合、隣接市町）への注意喚起

【ヒグマ出没時チェックリスト】（裏）

参　考



前足幅（cm）	年齢
5	出穴直後
8～9	1才
10	2才
12～13	成獣♀（若い♂含む）
14～15	成獣♂

※H29知床財団よりヒアリング



緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	確認
人の日常生活圏への侵入（法第34条の2）	■銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲。例えば、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶　等も含まれる。	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要（法第34条の2）	■危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難（法第34条の2）	■銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合（法第34条の2）	■通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の4）	
	■地域住民の避難は行われたか（法第34条の4）	
	■広報（HPやSNS、防災メール等）は行われたか（政令）	
	■通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	■鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） ■軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか ■道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか ■場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	■射線方向にバックストップはあるか ※屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	■緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	■（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか（法第34条の2）	
	■緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第34条の2）	
	■緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか	

（出典）緊急銃猟ガイドライン（環境省）

緊急銃猟時を行う捕獲従事者に係るチェックリスト

確認事項

条文等	条件	確認
法令で定める事項 ※必須項目	第一種銃猟免許を所持している ※装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去**1年以内**に銃器による射撃を**2回以上**した者であること ※麻酔銃猟をする場合は除く	
	過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 ※夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目 （麻酔銃猟をする場合は除く）	**射撃場における5回以上の射撃**において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く）にあっては次のイに掲げる範囲）にすべて命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は**50メートル**とし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む）は問わない。 イ　標的の中心から**2．5センチメートル** ロ　標的の中心から**5．0センチメートル**	
その他市町村の判断により任意で記載する事項	緊急銃猟に関する知識を有している。	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※「過去１年以内に銃器による射撃を２回以上した者であること」の要件は、射撃場、有害鳥獣駆除又は狩猟における射撃の実績により確認を行うものとし、原則、本人の申し出に基づいて確認する。

※緊急銃猟は銃刀法上の「有害鳥獣駆除」に該当するため、緊急銃猟で実施する銃の所持目的に「有害鳥獣駆除」が付与されていることが必要。

※捕獲を行った経験は、例えば、止め刺し等の銃猟の経験も含まれる。（麻酔銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。）

※同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

6. 参考資料

（1）緊急銃猟の留意点（緊急銃猟ガイドライン（環境省）より抜粋

＜クマの特徴＞

・身体的特徴としてヒグマは、体長1.5～２m、体重100～400kgにまで及ぶ。
・目はあまり良くないが、耳や鼻の感覚が優れている。身体能力も優れており、時速50km程度で走るとされている。
・一般的に警戒心が強く、人を避けると言われているが、突発的に人と出会うと防御的な攻撃を招くおそれがある。
・人と衝突した際の人への被害は、全身に生じ、特にクマの爪は鋭く、ひっかかれた際には、顔面や頭部をえぐられる被害が報告されている。場合によっては、顔面外傷だけでなく、顔面挫創、顔面骨折、眼球損傷まで被害が及ぶことがある。
・執着性が強く、人の日常生活圏の柿や胡桃の実に執着し始めると、実がなくなるまで食べに来ることがある。
・人の気配を感じると物陰に隠れたりする傾向にあることが報告されている。

＜クマの急所等＞

・クマを卒倒させるためには、急所である頭部（脳）や胸部（肺や心臓）を狙うのが望ましい。射手の高い技術が求められるが、これらの急所を狙うことで、クマは卒倒し、動けなくなる可能性が高い。
・頭部を狙うと効果的である理由は、頭部（脳）から頚椎（脊髄）にかけて重要な中枢神経が集中しているためであるが、クマの頭蓋骨は非常に厚く、跳弾のリスクがあるため、頭蓋骨の正面に当てるのではなく、頭部の側面を撃つようにするのが効果的である。
・なるべく貫通させないように銃猟をする際には、胸部を狙い、肩甲骨を絡めて撃つと良い。首の付け根あたりを狙うのも効果的であるが、クマの首は比較的短く、頭や首をよく動かすため、着弾箇所が外れる可能性があることに留意が必要。

【クマの体制と急所】



・頭部（脳）や胸部をうまく狙うことが重要であるが、頭部は対象が小さく、胸部は横向きからの射撃の場合、前足の骨に当たるため狙いにくく、外した場合は手負いにする可能性がある。
・迅速に事態を収束させ周囲の安全確保に寄与するため、かつ、可能な限り苦痛を与えず人道的な捕獲を行うため、市町村は、研修等でクマの体勢と急所に関して捕獲従事者に必ず説明し、また、捕獲従事者は確実に急所を狙えるよう研鑽することが重要である。したがって、手負いにすることを確実に避けるため、急所に当たるよう確実に銃床を肩付け及び頬付けし、しっかり対象を狙って発砲をすることが重要である。
・緊急銃猟を行う際は、人の日常生活圏での銃猟という特殊性に鑑み、なるべく跳弾することなく、クマの体内に弾丸が留まることが好ましい。
・他方で、緊急銃猟は、前提として安全確保により、地域住民等に弾丸が到達するおそれがないため、弾丸の貫通を懸念するあまりに銃猟をためらう必要はなく、確実に銃猟を行うという意識の方が重要である。
・手負いや反撃のリスクを考慮しつつ、使用する銃種・弾種及びクマとの位置関係を踏まえ、クマが望ましい体勢を取った瞬間に発砲をすることが大事である。

① 斜め前向き姿勢を狙う

クマの斜め前向きから銃猟を行う際は、首や肩の前部を狙うことで肺や心臓を狙う。ただし、軽い弾丸はクマの骨で跳ね返る可能性があることに注意する。

② 斜め後ろ向き姿勢を狙う

クマの斜め後ろ側から銃猟を行う際は、肺や心臓を狙う。クマの肩の後ろ側に弾丸を撃ち込むことで肺や心臓に着弾させる。

③ 正面の姿勢を狙う

クマの正面を射撃ポイントとして首と胸部を狙う。正面の頭蓋骨に当てないように気をつけること。

④ 横向き姿勢を狙う

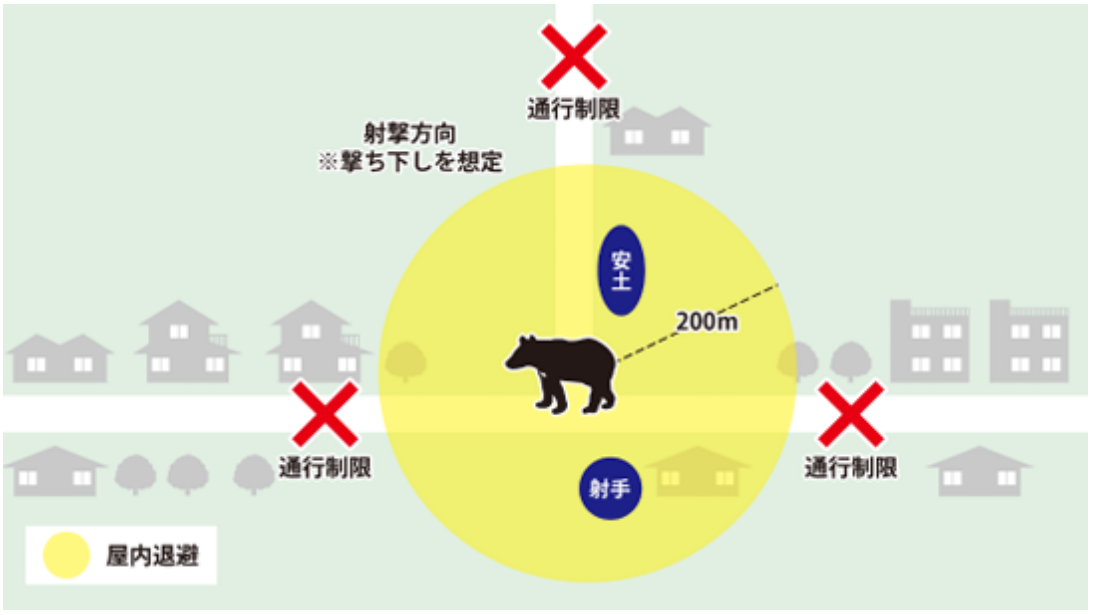
クマを横向きから射撃し、頭部や胸部に着弾させる。頭部の射撃ポイントとして横向きから脳を狙う。また、胸部の射撃ポイントは、クマの肩や脚の骨が弾丸を弾く可能性があるため、骨を砕くほどの十分な火力をもって、心臓や肺に到達させる必要がある。適切な銃器・実包等を使用されたい。

横向きへの射撃の場合、首も狙えるが、クマの首は比較的短く、また頭や首をよく動かすため、命中率が低く、熟練の捕獲従事者でなければ難しい。

（２）緊急銃猟実施に向けた参考事例（出典：緊急銃猟ガイドライン（環境省）令和7年7月）

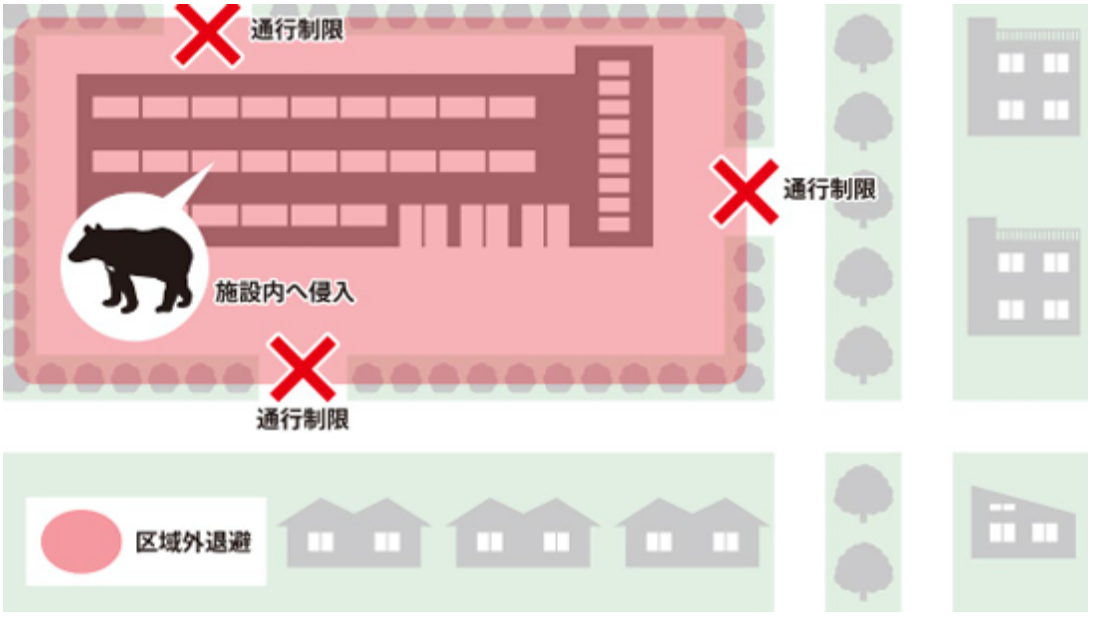
実例1　屋内退避

銃猟の際、安全課確保のために現地に通じる道3箇所を消防、警察車両により物理的に封鎖。
付近（鳥獣から半径200m内）住民に屋内退避を要請



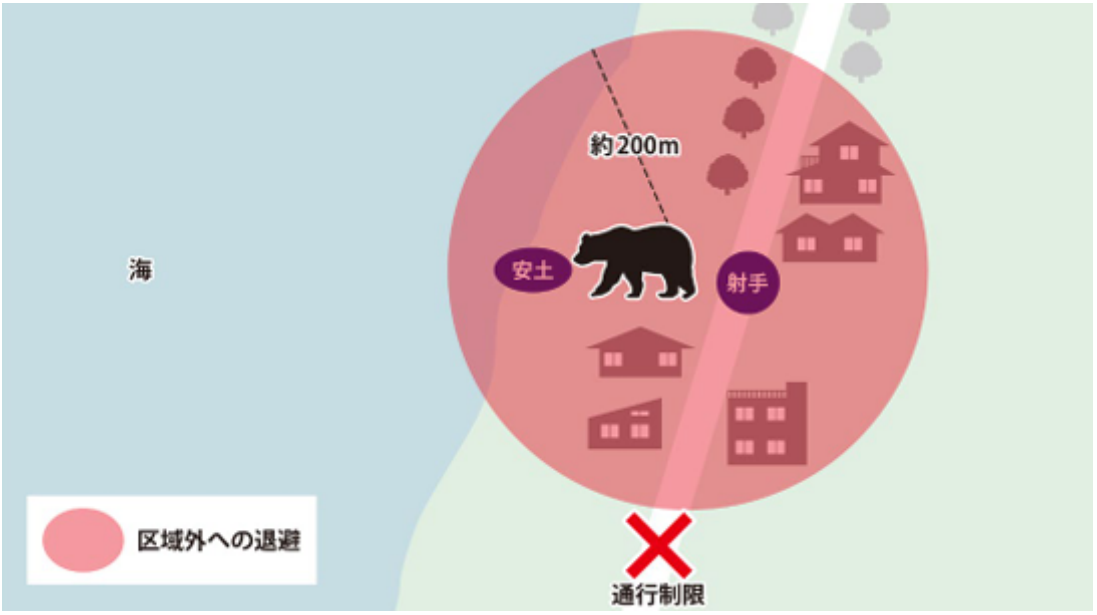
実例2　区域外退避

施設内に入り込んだクマに対応するため、銃猟の際に、人の立ち退き後に施設及び駐車場を封鎖して対応。



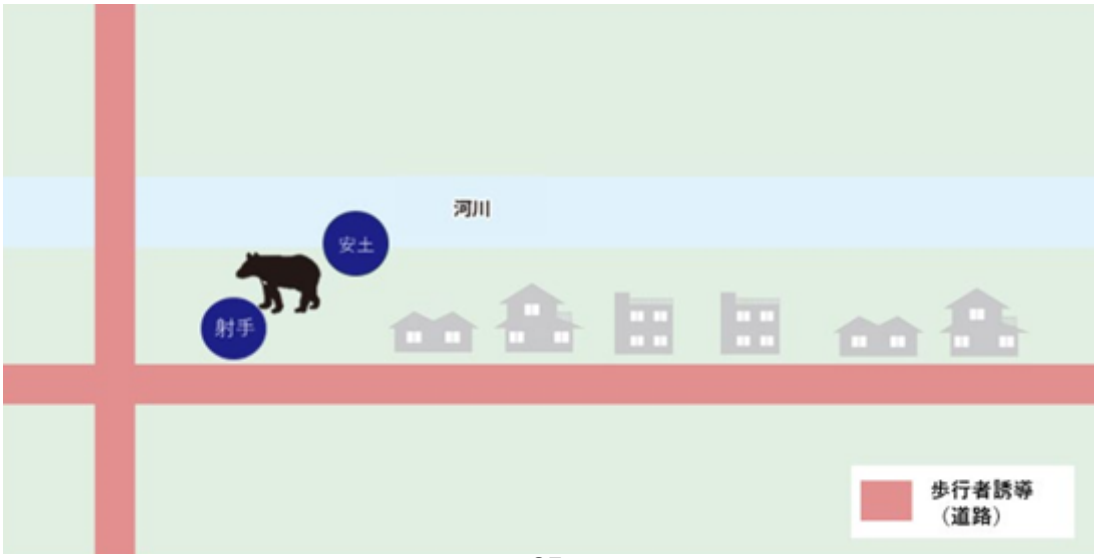
実例3　屋外退避

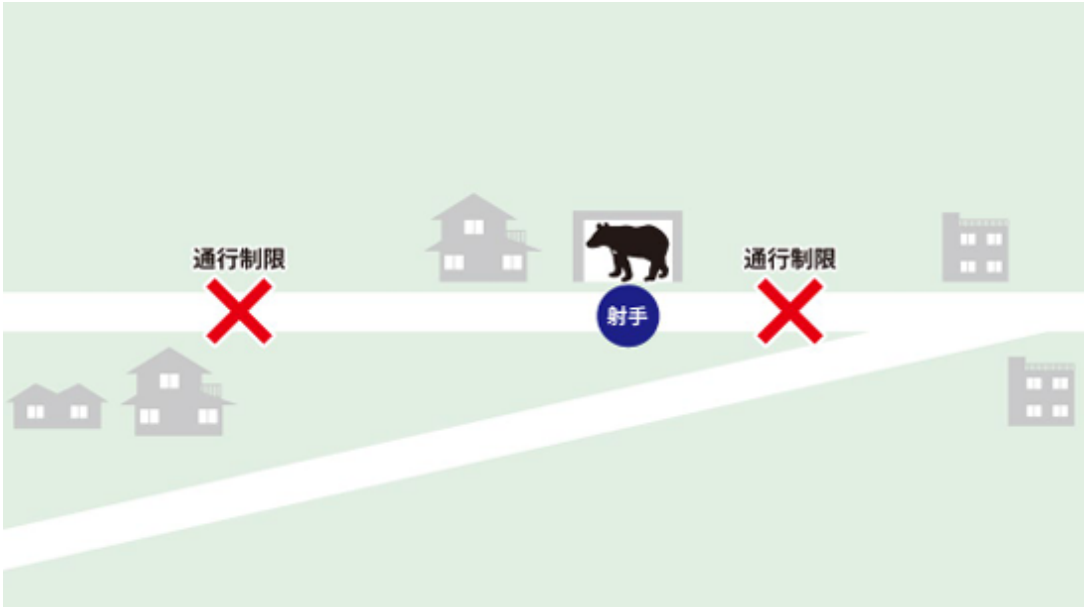
夜間（日出前及び日没後）にしか出てこないクマに対応するため、集落内の住民避難（家屋からの避難）をした上で海方向に向かって発砲。



実例4　歩行者誘導

市街地に出没したクマに対応するために、河川敷において銃猟を実施。周辺の道路で歩行者誘導を実施し、クマの追跡後に発砲。



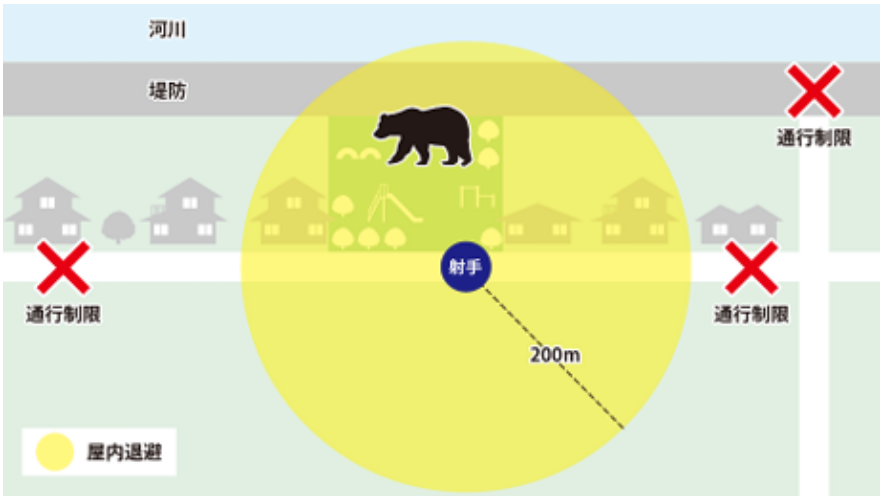
実例5　通行制限
民家の小屋内でクマを発見し、周辺道路の通行制限・周辺からの車両の移動を実施。 建物内壁をバックストップとして発砲。


仮想例1　河川敷に出没したクマに対し、柔らかい土で構成される法面を安土として発砲

●概要

出没時の概況	河川敷を移動したクマが公園に出没し通報。安全確保措置を講じた上で発砲
使用する銃、実包等	特定ライフル銃（サボットスラッグ弾）
バックストップ	河川敷　法面（表面は柔らかい土で構成）
安全確保措置	当該公園に接続する道路の通行禁止又は制限及び付近約200mの範囲の家屋で屋内退避

●概況図



●発砲時のイメージ

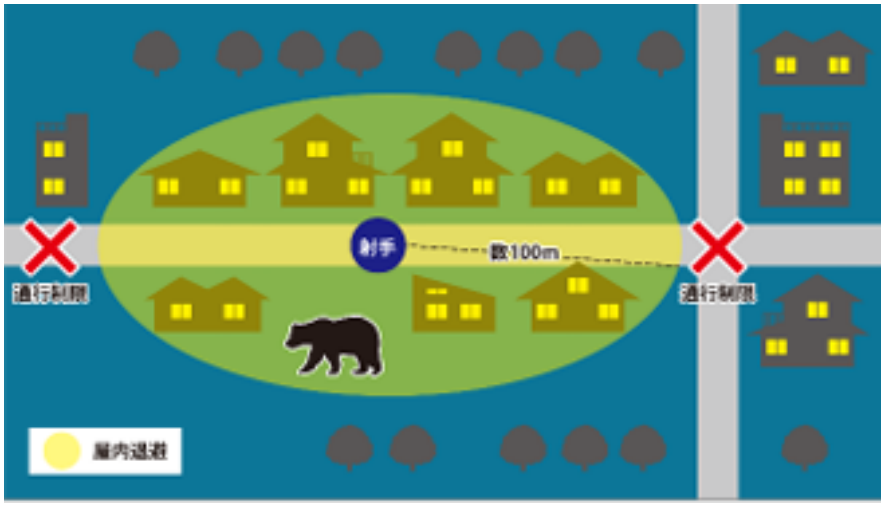


仮想例2　夜間に集落に出没したクマに対し、屋外で緊急銃猟を実施

●概要

出没時の概況	夜間にくりかえし集落に出没するクマに対し、緊急銃猟を実施。
使用する銃、実包等	散弾銃（スラッグ弾）
バックストップ	地面（後背は林地）
安全確保措置	クマの逸走を想定し、集落の範囲（数100m）にて屋内退避を実施。当該地に通じる道路において、通行制限を実施。 クマを追跡後、ライトで照らした状態で銃猟を実施。

●概況図

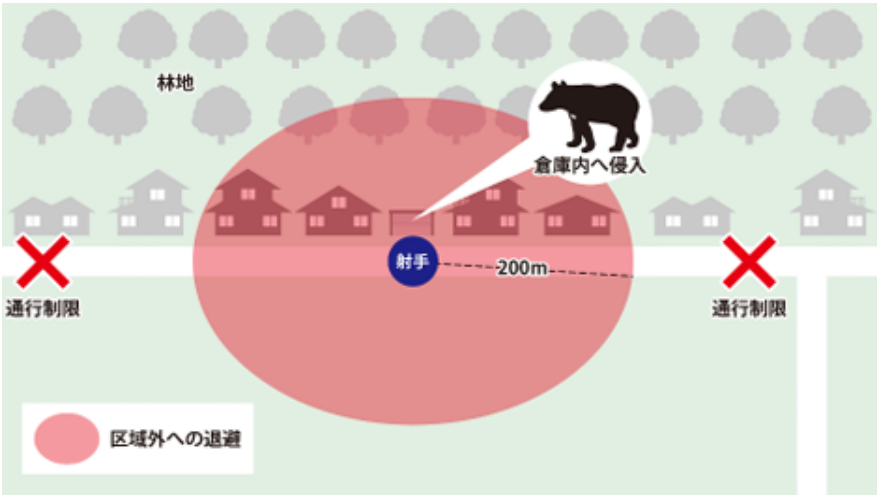


仮想例3　倉庫に入り込んだクマに対し発砲する事例

●概要

出没時の概況	集落内に出没したクマが倉庫に入り込み、通報を受け出動。安全確保措置を講じた上で発砲。
使用する銃、実包等	散弾銃（スラッグ弾）
バックストップ	建物内壁（木造）及びその後背の林地※木造の建物内壁だけでは安土として十分でないと考えられる。
安全確保措置	当該地に接続する道路の通行禁止又は制限及び付近約200mの範囲の家屋で区域外避難。

●概況図



●発砲時のイメージ



仮想例4　店舗にクマが入り込み、散弾銃によって捕獲

●概要

出没時の概況	スーパーにクマが侵入。特定の部屋から出てこない。
使用する銃、実包等	散弾銃（スラッグ弾）
バックストップ	建物の壁面
安全確保措置	敷地内への通行制限の実施。 施設敷地内（駐車場含む）から、利用者の避難

●概況図



●発砲時のイメージ

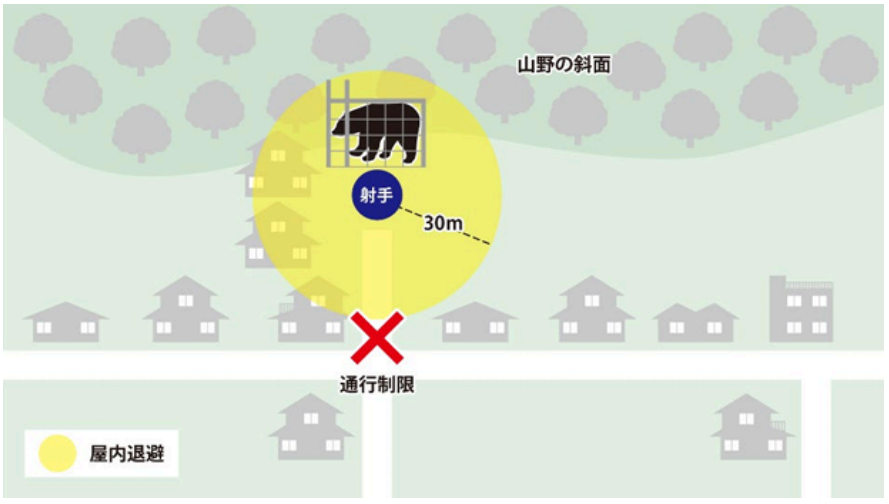


仮想例５　集落内の家屋に侵入したクマについて、家屋内で銃による対処が困難な場合に、箱わなによって捕獲したクマを止め刺しする

●概要

出没時の概況	建物内にクマが侵入し、建物内で銃猟が行えない状況であったことから、建物の入り口に箱わなを設置して、一度わなで捕獲した上で、銃による止め刺しを実施。
使用する銃、実包等	散弾銃（スラッグ弾）
バックストップ	山野の斜面
安全確保措置	当該地に接続する道路の通行禁止又は制限し、付近約30mの範囲の家屋で屋内退避指示

●概況図



●発砲時のイメージ



（３）関係法令（抜粋）

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抜粋）

第三章の二　緊急銃猟

（緊急銃猟）

第三十四条の二　市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

２　市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。

３　市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

４　緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

（緊急銃猟等のための土地の立入り等）

第三十四条の三　市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

２　前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（安全を確保するための措置）

第三十四条の四　市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

２　市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。
（都道府県知事に対する応援の要求等）
第三十四条の五　市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
３　第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。
（都道府県知事に対する応援の要求等）
第三十四条の五　市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
３　第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。
（損失の補償）
第三十四条の六　市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。
２　前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。
３　市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
４　前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。
５　前項の訴えにおいては、市町村（特別区を含む。）を被告とする。
（危険猟法の禁止）
第三十六条　爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。
（銃猟の制限）
第三十八条　日出前及び日没後においては、銃猟をしてはならない。
２　住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。
３　弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

◯警察官職務執行法（昭和二十三年法律三十六号）（抜粋）
（避難等の措置）
第四条　警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対

し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。
２　（略）

◯鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抜粋）

（発射の禁止）
第三条の十三　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（以下この条において「道路等」という。）に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。
一～三　（略）
四　次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除（次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」という。）以外の有害鳥獣駆除（第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。）の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃（銃腔こうに腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものをいう。以下同じ。）である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。
五～七　（略）
（所持の態様についての制限）
第十条　（略）
２　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。
一　第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。
二～三　（略）
３　第四条又は第六条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を発射する場合においては、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。
４　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を携帯し、又は運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならない。
５　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢（以下「実包等」という。）を装塡しておいてはならない。

◯道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抜粋）

（道路の占用の許可）

第三十二条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一　電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二　水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三　鉄道、軌道その他これらに類する施設

四　歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五　地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六　露店、商品置場その他これらに類する施設

七　前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

２～５　（略）

◯道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抜粋）

（禁止行為）

第七十六条　（略）

２～３　（略）

４　何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一～三　（略）

四　石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五～七　（略）

◯鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（抜粋）

第三十九条　車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ発砲シタル者ハ二万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

◯鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
（平成十九年法律第百三十四号）（抜粋）

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第九条　市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

２　鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

３　前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二　被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあっては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者

４　市町村長は、前項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする。

５　第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

６　第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

７　第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であって主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護管理法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録についての鳥獣保護管理法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、鳥獣保護管理法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員（以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。）であって主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。）である旨及び所属市町村（当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であって、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。）の名称」と、鳥獣保護管理法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護管理法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき若しくは所属市町村の変更があったとき」とする。

８　第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

９　国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施体制の整備を促進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化その他の市町村が行う鳥獣被害対策実施隊に関する措置について、必要な支援に努めるものとする。